美作市K-BASEパーク広告掲出要綱

（趣旨）

第１条　この告示は、美作市K-BASEパーク内に保有する資産（以下「広告媒体」という。）を活用し、民間事業者等が広告物を掲出（以下「広告掲出」という。）することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（広告媒体）

第２条　広告媒体は、次に掲げるものとする。

(1)　パークフェンス

(2)　セクション

(3)　その他広告媒体となり得ると市長が認めるもの（以下「その他広告媒体」という。）

（広告掲出の制限）

第３条　広告掲出は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1)　広告媒体の公共性、中立性及び品位を損なうおそれのあるもの

(2)　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第２条に掲げる営業に該当するもの

(3)　政治活動、宗教活動、個人的宣伝、意見広告その他これらに類するもの

(4)　人権を侵害し、又はそのおそれのあるもの

(5)　公序良俗に反するおそれのあるもの

(6)　市民に不利益を与えるおそれのあるもの

(7)　虚偽又は誇大な表現その他掲出の方法が不適切なもの

(8)　その他掲出する広告物として妥当でないと市長が認めるもの

（広告掲出基準）

第４条　広告掲出の基準については、地域性又は公共性の高いものを優先することとし、次に掲げる優先順位に従って行うものとする。

(1)　優先順位１　市内に本社、支店、営業所、店舗等を有する民間事業者等

(2)　優先順位２　国、地方公共団体、公社、公益法人等

(3)　優先順位３　優先順位１以外の民間事業者等

(4)　優先順位４　その他市長が適当と認める民間事業者等

（広告掲出の方法）

第５条　広告物の規格（以下「規格」という。）、広告掲出の期間（以下「広告期間」という。）、広告掲出の対象となる枠（以下「広告掲出枠」という。）及び広告掲出に係る料金（以下「広告料」という。）については、広告媒体の種類に応じ、別表に定めるとおりとする。

２　広告掲出の素材については、発光、蛍光又は反射効果を有するもの、広告媒

体に直接塗装を行うものその他競技に影響を及ぼすおそれがあるものは、使用してはならないものとする。

（広告掲出の期間）

第６条　広告期間は、１月を単位とし、最長連続 12 月とする。

２　前項の広告期間の満了後も引き続き広告掲出をしようとする場合は、これを更新することができる。

（広告掲出枠の位置）

第７条　広告掲出枠は、希望する枠の位置が重複した場合は、当該広告掲出に係る申込みの受付順により決定する。ただし、市長が認める広告掲出については、この限りでない。

（広告掲出の募集）

第８条　市長は、広報みまさか、市ホームページ等により広告掲出の希望者（以下「広告主」という。）を募集するものとする。

（広告掲出の申込み）

第９条　広告主は、美作市広告掲出申込書に広告掲出の原稿を添えて、市長に申し込むものとする。

（広告主の制限）

第 10 条　次の各号のいずれかに該当するものは、広告主となることができない。

(1)　市税等を滞納している者

(2)　美作市暴力団排除条例（平成 23 年美作市条例第 22 号）第２条第１号に規定する暴力団、同条第２号に規定する暴力団員その他の反社会的勢力に該当する者又はこれらと密接な関係を有する者

(3)　本市から指名停止措置を受けている者

(4)　その他広告主として適当でないと市長が認める者

（広告掲出の決定等）

第 11 条　市長は、第９条の規定による申込みを受理したときは、速やかに広告掲出の可否を決定し、当該広告主に対し、広告掲出承認決定通知書又は広告掲出不承認決定通知書で通知するものとする。

２　前項の広告掲出承認決定通知書を受理した広告主は、広告掲出の決定を受けた日から 30 日以内に広告掲出を行うものとする。ただし、やむを得ない理由により期限内の広告掲出が困難なときは、市長にその旨を申し出なければならない。

（広告掲出の内容変更）

第 12 条　広告主は、広告掲出した内容に大幅な変更を行う場合は、市長の承認を受けなければならない。

（広告掲出枠の転売禁止）

第13条　広告主は、広告掲出の決定を受けた広告掲出枠の権利を転売し、又は賃貸してはならない。

（広告料の納付）

第14条　広告料は、市長が指定する期日までに一括前納するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

（広告主の責任）

第15条　広告物の内容、掲出及び撤去に関する責任は、広告主が負うものとする。

２　広告物の作成、掲出及び撤去に係る経費は、広告主が負担するものとする。

３　広告主は、広告期間が満了したとき、又は広告掲出が取り消された場合は、広告主の責任と費用により当該広告物を撤去しなければならない。

４　前項の規定により広告物を撤去する際に、広告掲出枠等を損傷した場合は、広告主の責任により原状に復さなければならない。

５　前項の原状復旧に係る経費は、広告主が負担するものとする。

（広告料の返還）

第16条　市長は、広告掲出が決定した後、広告主の責めに帰さない理由により、広告掲出ができなかったときは、当該広告料を返還するものとする。

２　広告期間内に市の都合で広告掲出できなかった場合は、１月を単位としてその広告掲出できなかった月数の割合に応じ広告料の一部を返還するものとする。ただし、１月当たりの広告掲出できなかった日数の合計が５日未満の場合は、当該月に係る広告料の返還は行わない。

（広告掲出の決定の取消し等）

第17条　市長は、広告掲出の決定後において、広告主が第10条各号のいずれかに該当することが判明したとき、又は次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、広告掲出の決定を取り消し、又は広告掲出を中止することができる。

(1)　広告主がこの告示又は広告媒体ごとに定める事項に違反する事実が発見されたとき。

(2)　虚偽の申込みによって広告掲出の決定を受けたとき。

(3)　市長が指定する期日までに広告掲出を行わなかったとき。

(4)　広告料を指定する期日までに納入しなかったとき。

(5)　広告主に起因する事件等が発生したとき。

(6)　その他広告掲出に支障があると市長が認めたとき。

２　前項の決定の取消しにより生じた広告主の損害については、市は一切の責任を負わないものとする。

（広告掲出の取下げ）

第18条　広告主は、広告掲出の決定を受けた後、広告主の責めに帰すべき事由により取下げを行う場合は、美作市広告掲出取下げ願いを市長に提出しなければならない。この場合において、既納の広告料は返還しないものとする。

（その他）

第19条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、公示の日から施行する。

別表（第５条関係）

広告媒体の種類	パークフェンス	セクション	その他広告媒体
規格	１枠　縦75cm×横590cm	１枠　１基	当該広告媒体ごとにその都度市長と協議し、決定する。
広告期間	１月を単位とし、最長連続12月とする。	１月を単位とし、最長連続12月とする。	
広告掲出枠	１　ボードパーク (1)　北面　１枠 (2)　南面　１枠 (3)　東面　４枠 (4)　西面　５枠 ２　３×３パーク (1)　東面　５枠 (2)　西面　５枠	１　ＲtoＲ ２　バンクウォール ３　バンク to バンク ４　マニュアルパッド ただし、１から４までのセクションの滑走面以外の箇所を対象とする。	
広告料	広告掲出枠１枠ごとで、次に掲げるとおりとする。 (1)　5,000円／１月 (2)　20,000円／６月	広告掲出枠１セクションごとで、次に掲げるとおりとする。 (1)　5,000円／１月 (2)　20,000円／６月	